

# 米子境港及び淀江都市計画区域マスタープランの「見直し素案」についてのパブリックコメントの実施結果について

平成26年10月29日  
技 術 企 画 課

## 1 募集期間

平成26年9月17日(水)から平成26年10月17日(金)まで

## 2 応募者数

5名(意見数12件)

## 3 意見の内容とそれに対する県の考え方

項目	意見の内容	県の考え方
①市街化調整区域の除外	<p>米子市和田町はとくに、高齢化、人口減少が進んでおり、街の活気もなくなってきたように思います。</p> <p>そのため、是非、米子市和田町における市街化調整区域を外して頂くことを強く要望いたします。</p>	<p>今回の見直しにあたり、区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)のあり方について、地域住民・2市1村との意見交換を行ってきましたが、大多数の住民や2市1村全ての意見が「区域区分廃止は、市街化調整区域において住宅等の建築が可能になる反面、都市のスプロール化や無秩序な開発による農住混在の助長が懸念される。」といったものでした。</p> <p>これを踏まえ、今回の見直しにおいては、区域区分を維持することとしています。</p> <p>一方、今回頂いたご意見と同様に、市街化調整区域として開発が規制され続け地域コミュニティの衰退を危惧する意見もありましたので、今回の見直しにおいては、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、既存集落における住宅建築への規制緩和を行う方針を記述しています。</p>
②地域資源を活かしたまちづくり	<p>歴史を地域活性化のツールとして使ってみてはどうでしょうか。</p> <p>鳥取県は遺跡の出土にめぐまれています。それを、地域資源として利活用してはいかがでしょうか。</p>	<p>今回の見直しにおいて、ご意見の趣旨である「歴史文化等の地域資源を存分に活かした地域の魅力づくり」を都市計画の目標の一つとしております。</p>
③市街地の配置	<p>市街地の配置について、今回、上福原地区のみを市街地として位置づけている。これは、地域懇談会の結果と説明されているが、地権者などを含めた意見を集約して述べたものとは想定し難い。</p> <p>両三柳南地区は市道安倍三柳線や県道東福原樋口線の整備が予定されており、整備後の土地利用の活用に向けた市街地としての位置づけをすべきである。</p>	<p>今回の見直しにあたり、両三柳地区においては、自治会長会の中で2度意見交換会をさせて頂きましたが、出された御意見をまとめると、「地区全体の方向性としては、当面、現状の土地利用規制を維持すべき。」といったものでしたので、このご意見を尊重しております。</p> <p>このため、今回の見直しでは、両三柳南地区については市街地の位置付けを行わないこととしております。</p> <p>なお、今後、市道安倍三柳線や県道東福原樋口線の整備に伴い開発の要請が高まるなど地区の状況が変化し、地区住民の皆様から</p>

項目	意見の内容	県の考え方
		市街地の位置付けを進める要望がなされる場合は、別途、市街地としての位置付けを検討したいと考えております。
④崎津地区	<p>崎津地区市街化区域は、県の住宅用地、県工業用地、市準工業用地域の50haにメガソーラーが誘致されている。</p> <p>メガソーラーは用途指定を必要としていない土地利用からも、20年間も市街化区域の土地利用を閉ざすことになる土地利用は都市計画マスタープランと矛盾する。</p> <p>崎津地区の市街化区域を他地域に再配分して市街化土地利用の経済的効果を検討すべきである。(上福原地区、両三柳南地区などに再配分)</p>	<p>崎津地区については、今後20年間は太陽光発電施設としての土地利用がなされますが、それ以後の土地利用については、方向性を検討する必要がある、今回の見直しでは検討していく旨を記述しております。</p> <p>なお、これとは別に、ご意見にありました上福原地区や両三柳南地区といった市街化調整区域において開発の要請が高まるなど地区の状況が変化し、地区住民の皆様から市街地の位置付けを進める要望がなされる場合は、市街地としての位置付けを検討したいと考えております。</p>
⑤米子城址と湊山公園	<p>米子城址と湊山公園が位置づけられている。この整備事業に城址の一部である湊山球場地の国史跡指定追加の土地利用が含まれているとすれば中心市街地の活性化に逆行すると言わざるを得ない。</p> <p>湊山球場地の国史跡追加については、市民の意見を募って計画されたものではなく史跡指定に追加する区域の民有地を買い上げるために、国県の補助事業をかぶせる手法を最善の策として行うものである。</p> <p>私的の市民アンケートの結果は、湊山球場地を史跡指定に追加する計画を知っている市民の方は、70%弱が鳥取大学に提供すべきと意見を寄せられている。一方、史跡指定に賛成の方は18.2%と低い結果がある。</p> <p>市民の意見を募らず、市民ニーズの低い事業を推進することを都市計画マスタープランに組み入れるべきでない。</p>	<p>今回の見直しでは、米子市との意見調整の上、現行に引き続き、都市計画の基本的な方向性として、米子城址と湊山公園を含む一体の丘陵地を地域の代表的な緑地として保全していく旨を記述しております。</p> <p>なお、公園の一部である湊山球場に関するご意見を頂きましたが、これについては、米子市が具体的に検討されていますので、頂いたご意見を米子市にお伝えします。</p>
⑥米子駅南北一体化	<p>米子駅南北一体化事業の概念と投資効果、経済効果が明確にされていない。駅南地区にJRの操車場地の開発を含めての開発をどのように位置づけられていくのかの課題がある。</p>	<p>米子駅南北一体化事業については、米子市を中心としてJR米子支社・県の3者による協議会において、事業の方向性を検討されているところですが、現状としては、駅南地区の土地利用のあり方を含めて、基本計画を作成する上での課題整理の段階にあります。</p> <p>これを踏まえ、今回の見直しでは、「駅周辺の活性化に向けて、駅南地区の今後の土地利用の方向性を検討し、駅南北自由通路の整備を図る旨」を記述しております。</p>

項目	意見の内容	県の考え方
⑦弓浜半島海浜部の防災減災対策	弓ヶ浜半島海浜部の震災、津波災害の減災防止対策を区域一体的に進めるべきである。美保湾岸の浸食が著しく進んでいる現状を把握し、湾岸の一帯的な護岸堤の構築を図り津波の減災防止対策につなげるべきである。	<p>今回の見直しにおいて、ご意見の趣旨である「弓浜半島の減災防災対策を推進していく旨」を都市計画の目標に記述しております。</p> <p>なお、ご意見を頂きました美保湾岸の浸食対策については、海岸、港湾、漁港の管理者を中心に具体的な検討が行われますので、今回頂いたご意見を海岸、港湾、漁港の管理者にお伝えします。</p>
⑧米子市と淀江町都市計画区域のあり方	米子市と淀江町が合併した時、新市まちづくり構想の基本に「一体的なまちづくり」を確認してきた。合併後、10年を経ている状況からも、都市計画マスタープランが2通り存在することは、合併方針からも矛盾する。	<p>米子市と淀江町が同一の都市圏であるという認識のもと、今回の見直しでは、米子境港都市計画区域と淀江都市計画区域を同時に検討してきました。</p> <p>一方、都市計画区域の合併にあたっては、都市計画区域毎に区域区分の有無が定められることを踏まえ、まずは、区域区分を含めた土地利用のあり方を検討していく必要があります。</p> <p>今回の見直しでは、地域住民の方々と、市町村合併を踏まえた淀江都市計画区域の今後の土地利用の方向性を意見交換してきましたが、規制強化や規制緩和など様々な意見が出され、区域区分の導入には至りませんでした。</p> <p>これを踏まえ、今回の見直しでは、引き続き個別の都市計画区域とし、今後、必要に応じて区域合併の必要性を検討する旨を記述しております。</p>
⑨区域区分、地区計画	<p>区域区分の有無の判断基準、区域区分判断のフロー図において、「線引きを廃しする必要があると市町村が申し出」のNO⇒によって今回の地域区分有無の判断がなされたように感じるが、本市、又は市議会として、どの時点でその判断や合意形成がなされたのか説明の不十分さを感じる。</p> <p>現時点で、区域区分の有無を変更できないなら、全市的に「地区計画」を定めることができる（米子市として）裁量等の権限は担保してもらえることを明記することが望ましいのではないか？</p> <p>関連し、市街化区域に指定されている面積と、調整区域の面積を交換する（同面積で）ことが現行の規制の範囲内で行うことができるのか？できるとすれば、明記してもらえるのか？</p>	<p>今回の見直しにあたり、2市1村とともに、平成24年度より多くの住民の皆様のご意見を丁寧にお聴きしながら、時間をかけて対応してきたところです。</p> <p>これを踏まえ、平成25年度、関係課調整会議（県、2市1村）を開催し、区域区分のあり方について意見調整させて頂きました。</p> <p>この結果、2市1村とも、区域区分を維持すべきというご意見であったため、今回の見直しでは、米子境港都市計画区域では区域区分を維持することにしております。</p> <p>また、「地区計画の策定」については、都市計画法で地区計画の策定権限は市町村とされています。</p> <p>一方、市街地の配置について、「市街化区域と市街化調整区域の面積を交換」というご意見を頂きましたが、基本的には交換という考え方はなく、あくまで、各々個別に編入の妥当性を判断する必要があります。</p> <p>このため、今回の見直しにおいて、交換の旨を明記することはできません。</p>

項目	意見の内容	県の考え方
⑩市街地の配置	<p>上福原地区のみを地区計画の導入等についての検討の地域とせず、平成16年度作成マスタープランのとおり、「安倍彦名地区」も既成市街地に連たんする市街地として位置づけ、地区計画区域の導入等について検討する区域として残す必要を感じる。</p> <p>「両三柳南地区」については、県道東福原樋口線・安倍三柳線の改良や延長等の開発に伴う圧力増加については勘案されていないように感じるので、これらの開発計画の進展を促す意味からも、「地区計画」の導入等について検討する区域として残す必要を感じる。</p> <p>マスタープラン全体からみて、これらを区域区分の方針の中に地区計画等として対応できることを明記してもらえないか</p>	<p>安倍・彦名・両三柳の3地区において、地域住民の皆様と意見交換会を実施させていただきましたが、「市街化区域に編入しても土地を売却できず固定資産税が上昇するだけ」、「現状の土地利用規制を維持すべき」、「土地利用規制は特段支障になっていない」といった意見が多く寄せられた反面、「市街化を検討していくべき」といった意見は特段出されませんでした。</p> <p>これを踏まえ、今回の見直しでは、安倍彦名地区・両三柳南地区については市街地の位置付けを行わないこととしております。</p>
⑪米子市全域の総合的土地計画	<p>旧淀江町と合併から10年を経て、米子市全域としての総合的土地計画を検討する必要はないのか？</p>	<p>都市計画の役割分担として、県が1つの市町村を超える広域の見地から基本的な方針を都市計画区域毎に定め、その上で、各市町村がより地域に密着した見地から、具体性のある将来ビジョンを定めることとしております。</p> <p>このため、米子市の総合的土地利用計画については、今回頂いたご意見を米子市にお伝えします。</p>
⑫文言修正	<p>P10(1)-1)</p> <p>・将来人口は引き続き減少していくとともに地域の偏在化が強まると予想される。(追記)</p> <p>P10(1)-2)</p> <p>・なお、<u>持続可能なまちづくり</u>や<u>土地利用の動向</u>等(追記)</p>	<p>御意見を踏まえ、文言修正します。</p>